

各保健所設置市保健所長 様
各（総合）振興局保健環境部（地域保健室）長 様

（北海道）保健福祉部地域医療推進局医務薬務課長

麻薬の無免許施用事件の発生と疑義照会の徹底について

先日、道内の麻薬施用者免許を受けていない医師が麻薬を処方し、一部未記載の処方せんを疑義照会せずに調剤した事例が発生しました。

つきましては、下記の事例を参考に、医療機関における麻薬の取扱及び不適切な処方せんに対する疑義照会の徹底について、各郡市医師会、薬剤師会、各医療機関（歯科を除く）及び各薬局に周知願います。

記

【事例1】

- ・本州から北海道に移住してきたA医師が、以前、道外で麻薬施用者免許を受けていたため、道内でも麻薬が処方可能と誤解し、北海道において麻薬施用者免許を受けなかった。
- ・度々、リン酸コデイン1%散の処方機会があったが、錠剤処方への変更を考え、麻薬と気がつかずに麻薬であるコデインリン酸塩錠20mgを処方。
- ・処方せんが持ち込まれた薬局薬剤師は、麻薬施用者番号が記載されていないことを把握していながら、医師に麻薬施用者免許番号を疑義照会せずに調剤し、麻薬を患者に交付し、患者が服用した。
- ・薬局薬剤師が麻薬を交付後に疑義照会したことにより、発覚。

【事例2】

- ・B医師は日頃麻薬を施用しないため、麻薬施用者免許を受けなかった。
- ・度々、リン酸コデイン1%散の処方機会があったが、錠剤処方への変更を考え、麻薬と気がつかずに麻薬であるコデインリン酸塩錠20mgを処方。
- ・処方せんを持ち込まれた薬局薬剤師は、処方せんに麻薬が記載されていたが、多忙のため麻薬施用者番号の未記載を見逃して調剤し、麻薬を患者に交付し、患者が服用した。
- ・薬局薬剤師が麻薬を交付後に疑義照会したことにより、発覚。

【違反法令】

- 麻薬及び向精神薬取締法第24条第11項、第27条
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条
- 薬剤師法第24条

連絡先：医務薬務グループ 主査（麻薬） 丁門
TEL：011-231-4111（内25-330）

